

障がい者活躍推進計画

令和5年4月1日

機関名	隠岐広域連合立隠岐病院
任命権者	隠岐広域連合長 池田 高世偉
計画期間	令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間とする。
隠岐広域連合立隠岐病院における障がい者雇用に関する課題	当院においては、令和4年6月1日現在で法定雇用障がい者数は満たしている。一方で年々、職員総数は増加傾向にある。 新たな職員を採用しても、法定雇用障がい者数を維持し、各々が十分な活躍ができるよう組織体制を整備しながら本計画を推進していく。
目標	
1. 採用に関する目標	障がい者雇用の推進に関する理解を深め、法定雇用率以上の雇用を行う。
2. 定着に関する目標	障がい者が安心して働ける環境づくりを行う。
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	<ul style="list-style-type: none">○障がい者雇用推進者として総務課長を選任する。○障がい者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障がい者である職員の相談窓口を総務課総務係に設定し、周知する。○障がい者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障がい者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。○毎年の任免状況通報により把握・進捗管理を行う。
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○障がい等により従来の業務遂行が困難となった者から相談があった場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<ul style="list-style-type: none">○相談窓口への相談のほか、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。○なお、措置を講じるに当たっては、対象者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
4. その他	○国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がいのある職員の活躍の場の拡大を推進する。